

株式会社 あららぎ 索道安全報告書

平成22年度版

あららぎ高原スキー場

(あららぎ第1クワッドリフト あららぎ第2ペアリフト)

1. 利用者の皆様へ

当社の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠に有難うございます。

安全の確保は、索道事業の最も基本的なサービスであり、大きな責務でもあり、当社も安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや、安全の実態について、その内容をまとめ「報告書」として公表いたします。ご意見・ご感想をお寄せ下さい。

株式会社 あららぎ 代表取締役社長 加藤 常文

2. 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

当社の経営理念の第一は、安全の確保です。社長、役員及び従業員の安全に係る安全規範は、次のとおりとする。

- ① 安全は輸送業務の最大の使命である。
- ② 安全の確保の基礎は、規程の理解と遵守にある。
- ③ 確認の励行と連絡の徹底は安全の確保に最も大切であり、判断に迷った時は最も安全と思われる方法をとらなければならない。
- ④ 安全の確保のためには職責を超えて一致協力しなければならない。
- ⑤ 事故が発生した場合には、人命救助が全てに優先し、併発事故の阻止をする。

(2) 安全目標

安全の確保は、索道事業者の最大の使命であることから、規程を遵守し、事故を起こさないよう努めてまいります。

そのために、次の目標を掲げます。(2011～2013年度)

- 設備の不具合による事故 乗客の死傷を伴う事故を3年間発生させない。
- 人身傷害事故 3年間の発生件数を1件以下とする。

3. 事故等の発生状況とその再発防止措置

(ア) 索道運転事故(索道人身傷害事故)

平成22年度、索道運転事故の発生はありません。

(イ) 災害(地震や暴風雨、豪雪など)

平成22年度、災害による運行停止はありません。

(ウ) インシデント(事故の兆候)

平成22年度、国土交通省へのインシデント報告はありません。

(エ) 行政指導等

平成22年度、国土交通省から救助装置設置の届出の指導があり、届出をしました。

4. 輸送の安全確保のための取組み

(1) 人材教育

当社では、輸送や利用者の皆様の安全に役立つよう、シーズン営業開始前に施設及び取扱についての安全教育を実施しています。また、索道協会開催の各種研修会にも参加受講しました。

(2) 緊急時対応訓練

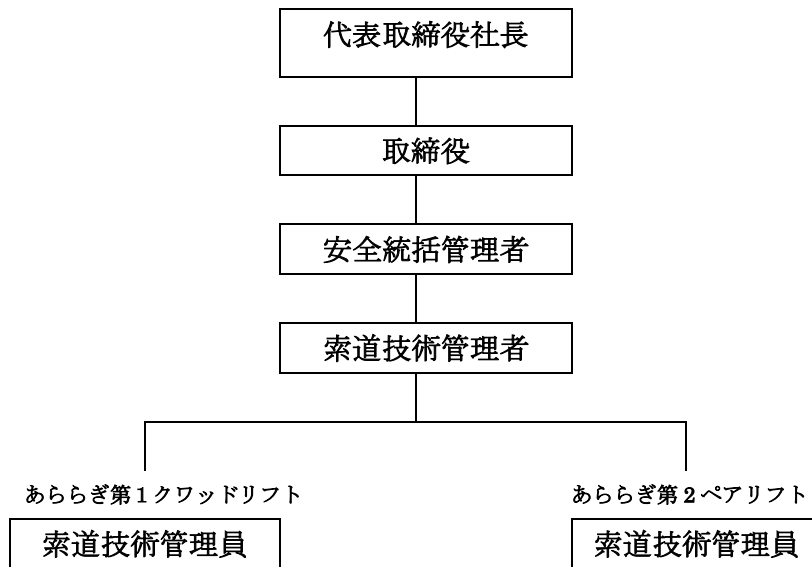
毎年、シーズン営業開始前に、従業員全員で救助訓練を実施しています。平成22年度は消防署立会いにて救助訓練を実施しました。

(3) 安全のための投資と支出

安全維持・向上のために、施設の修繕を行っています。平成22年度は、
第1クワッドリフト 原動機及び減速機のオーバーホールを実施しました。
第2ペアリフト 減速機や油圧緊張装置等の油肥類を交換しました。

5. 安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしたうえで、安全確保のための役割を担っています。



社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う
安全統括管理者	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
索道技術管理者	安全統括管理者の下、索道の運行管理、索道施設の保守管理 その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する
索道主任 (索道技術管理員)	索道技術管理者の指揮の下、担当する索道の運行の管理 索道の保守管理等、索道技術管理者の行う業務を補助する

6. 利用者の皆様へのお願い

*スノーボーダーの方はスキーをスノーボードに読み替えて下さい

1) リフト乗降時の注意事項

- ① リフト利用に不安のあるお客様は、係員にお申し出下さい。
- ② イスから飛び降りたり、イスを揺らさないで下さい。
- ③ ウェアー・携行品等が、リフト設備に引っ掛らないよう注意してください。
- ④ 改札後は係員の指示に従ってください。
- ⑤ 空き缶・タバコの吸殻等をご乗車中のリフトから投げ捨てないで下さい。
- ⑥ 転落防止の為、安全バーをおろして下さい。

2) スキーには次のような特有の危険がある事をご承知の上、ご自分の注意により避けるようにして下さい。

- ①雪・風・霧など、天候による危険
- ②崖・凹凸など、地形による危険
- ③アイスバーン・雪崩・地面の露出など、雪の状態による危険
- ④岩石・立木など、自然の障害物による危険
- ⑤リフト施設・建物・雪上車両など、人工の障害物による危険
- ⑥他のスキーヤーとの接触による危険
- ⑦自らの失敗による危険

3) スキー場管理区域の外には出ないで下さい。区域内でもコースに指定されていない所へは出ないで下さい。

4) 保護者の目の届かない所でのお子様の単独行動はおやめ下さい。

5) この告知、スキー場の行動規則の無視、軽視による事故等には責任を負いません。

7) スキー場の行動規則

- ①他人を傷つけたり、おびやかしてはならない。
- ②地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるため止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- ③前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- ④追い越す時は、その人との間隔を充分空けなければならない。
- ⑤滑り出す時、合流する時、斜面を横切る時は、上部斜面を見て安全確かめなければならない。

- ⑥コースの中で座り込んではいけません。転んだ時はすばやくコースを空
けなければなりません。
- ⑦登る時、歩く時、止まる時は、コースの端を利用しなければなりません。
- ⑧スキーは流れ止めを着けなければなりません。
- ⑨指示、標識、場内放送等の注意を守り、パトロール、スキー場係員の
指示には従わなければなりません。
- ⑩事故に出会った場合は救助活動と通報に協力し、当事者、目撃者を問
わず、身元を明らかにしなければなりません。

7. ご連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取組みに対するご意見をお寄せください。

〒395-0501 長野県下伊那郡阿智村浪合 153

4月上旬～12月上旬

株式会社 あららぎ (あららぎカントリークラブ)

TEL 0265-47-2331

FAX 0265-47-2334

12月下旬～3月中旬

株式会社 あららぎ (あららぎ高原スキー場)

TEL 0265-47-2201

FAX 0265-47-2334 (共通)